

令和 3年 3月 10日
(2021年)

各地区スポーツクラブ21代表者 様

スポーツ推進課
課長 田中 良紀

スポーツクラブ21補助金（備品補助）の申請について（案内）

平素は、本市スポーツ行政にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、スポーツクラブ21補助金（備品補助）について、下記のとおりご案内いたします。申請をご希望される場合は、注意事項をご確認のうえ、5月12日（水）までに書類をご提出ください。

記

- 1 概要 スポーツクラブ21が学校体育施設開放事業で使用する備品等の修繕、及び購入にかかった1件税込み5万円以上の費用について、その半額（上限：30万円）までを補助する。

- 2 要件 以下の全ての要件を満たすこと。
 - （1）令和3年11月末までに、支払いを終える予定の備品等の修繕、及び購入であること。
 - （2）報告書を、令和3年11月30日（火）までに提出すること。
 - （3）備品の修繕、及び購入が学校教育に支障が無く、また学校長の了承を得ていること。
 - （4）補助を申請する備品等が、他の補助や助成等を受けていないこと。

- 3 対象備品 対象となる備品は以下のとおりとする。
 - （1）学校体育施設開放事業でスポーツクラブ21が主に利用する備品等であること。
※スポーツクラブ21がハイキングや餅つき大会等、学校体育施設開放事業以外の事業で利用する備品の申請は不可。
但し、コピー機や物置等、スポーツクラブ21に所属する各部が共通で使用する備品については申請可。
 - （2）使用可能年数が、概ね5年以上であること。
 - （3）交付対象の備品単独での利用が可能であり、かつ最小構成単位であること。また、付随する消耗品は備品の一部とはみなさない。
【事例】
 - （ア）単独で利用できるデジタルタイマーは、タイマー本体のみを補助対象とし、別売となるスタンドは対象外とする。
 - （イ）サッカーゴール等は1台ではなく1組（2台）での購入を原則とする。
 - （ウ）備品に付随する消耗品（サッカーやバレーのネット等）は対象外とする。
 - （エ）1点あたりが安価な消耗品を複数購入する申請は対象外。
 - （オ）ワイヤレス・アンプ（ポータブル・マイクシステム）については、マイクを含めて対象とする。
 - （4）例外として、SC21の合同チームや将来的な統合の支援として、合同チームが所有・管理するユニフォーム、プラカードや団旗等についても補助対象とする。なお、合同チームへの交付は1回限り。また、購入金額が5万円に満たない場合でも、発生した費用の半額の千円未満を切り捨てた金額を補助する。

4 予算 2,000,000円 (令和2年度の予算額を維持)

5 交付実績 過去に交付対象となった備品は、下記のとおり。

分類	備品名		
野球	ピッチングマシーン		
	移動式防球ネット／移動式ティーバッティングネット		
サッカー	サッカーゴール／フットサルゴール (スチール製／アルミ製)		
バレーボール	バレーボール支柱 (カーボン製／スチール製／アルミ製)		
卓球	卓球台	卓球用ピッチングマシーン	
	バスケットボール用ファウル表示盤		
バドミントン	移動式バドミントン・ソフトバレーボール用支柱		
共用備品	デジタルコピー機／印刷機／インクジェットプリンター		
	イベント用テント	パソコン	冷蔵庫
	デジタルタイマー	放送音響セット	掃除機
	ホワイトボード	冷風機	体育館用暗幕／袖幕
	クラブハウス看板	書棚／ロッカー	
	物置 (※大きさには条件があります。詳しくは当課まで)		
	合併チーム用ユニフォーム等 (※1チームにつき1度だけ)		

6 申請の手続き方法

今後の申請等の予定スケジュールは以下のとおり。

3月10日【市】補助金等交付申請書(様式1号)配布



5月12日【SC21】補助金等交付申請書(様式1号)提出 締め切り(必着)



5月中旬【市】提出された交付申請書の審査



5月下旬【市】交付が決定した地区に対し、補助金等交付の決定を通知



交付決定後【SC21】決定した地区にて、対象備品の修繕、及び購入を行う
※ 修繕、及び購入は、一旦は自己資金のみで行う



備品の修繕 又は購入後 【SC21】補助事業等実績報告書(様式4号)、及び補助金等交付請求書(様式6号)を提出



報告書等の【市】報告書等の確認が完了次第、補助金等確定通知書(様式5号)の提出後 通知、及び補助金の交付を行う

7 その他

- (1) 申請できる備品の件数は、各地区1件に限る。
- (2) 予算を超える申請があった場合、過去の交付実績等に基づいて、交付団体を決定する。
- (3) 補助事業等実績報告書（様式4号）や補助金等交付請求書（様式6号）の締め切りは、令和3年11月30日（火）とする。
- (4) 申請した備品の管理、修繕、処分については各スポーツクラブ21の責任で行う。
- (5) 申請の翌年度への繰越は行わない。
- (6) 補助金の交付決定後に修繕、及び購入の内容や費用について変更が生じた場合、修繕、及び購入前に、速やかにスポーツ推進課へ連絡すること。
- (7) 修繕や購入を検討している備品が本補助事業の対象になるかどうかなど、不明な点等が生じた場合は、下記担当まで連絡すること。

以上

西宮市 スポーツ推進課 担当：山岡 〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 市役所5階 TEL：0798-35-3567 FAX：0798-35-4045 E-Mail：k_shatai@nishi.or.jp

記入見本

日付は記入しないで
ください

様式1号

令和 年 月 日

令和3年度 補助金等交付申請書

西宮市長 様

スポーツクラブ21の住所、クラブ
名、会長名、角印(丸印)をお願いし
ます。

所在地

団体名称

職名・代表者名

(印)

次のとおり補助金等の交付を受けたいので、補助金等の取り扱いに関する規則第7条の規定により申請します。

1 補助金等の名称 スポーツクラブ21補助金(備品補助)

2 補助事業の目的 学校体育施設開放事業等において、スポーツクラブ21が
使用する備品等の修繕、または購入にか

3 購入または修繕する備品の名称及び金額

名称

金額

円

修繕、または購入をする
備品等、及びその
税込み金額をご記入く
ださい。

スポーツクラブ21の担当者
をご記入ください。会長が兼
務してもかまいません。

申請額

金

円

交付申請額は修繕、
または購入をする金
額の半額となります。
1000円未満は切り
捨てですのでご注意
ください。

5 備品の管理責任者

住所

氏名

連絡先

②の見積書は必ず提出が必要で
す。
通販等、見積書が取れない場合
は購入金額が分かるページを印
刷して提出してください。
備品のカタログは②に該当しま
せん。

①備品のカタログ等その仕様を示すもの

②備品の見積書または修繕の見積書の写し

③その他市長が必要と認める書類

以上